

2026 年 7 月 14 日

投資者の皆さまへ

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

**「中小型成長株オープン」
投資信託約款変更のお知らせ**

平素は弊社投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「中小型成長株オープン」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので、お知らせいたします。

なお、今般の約款変更に関しまして、投資者の皆さまに特段のお手続きをいただくことはありません。

投資者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託を御愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 投資信託約款変更の内容

詳細は、別紙「投資信託約款の新旧対照表」をご高覧ください。

2. 投資信託約款変更の理由

ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有する「中小型日本株マザーファンド」を新設し、当該マザーファンド受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式へ変更いたします。

また、NISA 成長投資枠の要件に適合させる目的で、デリバティブ取引に係る利用目的を明確化するため、および信託期間の償還日を変更するため、投資信託約款の変更を行います。併せて信託金の限度額を 300 億円から 1,000 億円に引き上げます。

なお、投資信託約款変更の対象ではありませんが、現在無料としております申込手数料を有料化いたします。

3. 投資信託約款の変更適用日

2026 年 7 月 15 日

以上

お問い合わせ先

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300

（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

(別紙)

投資信託約款の新旧対照表

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) 投資対象	(1) 投資対象
<u>中小型日本株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</u>	<u>わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）株式を主要投資対象とします。</u>
(2) 投資態度	(2) 投資態度
① 主として、 <u>マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）株式のうち、相対的に時価総額が中小型規模の株式に投資を行い、投資信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。また、新興市場の株式に積極的に投資する場合があります。</u>	① 主として、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）株式のうち、相対的に時価総額が中小型規模の株式に投資を行い、投資信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。また、新興市場の株式に積極的に投資する場合があります。
② （略）	② （略）
③ 株式の <u>実質</u> 組入比率は高位を保つことを基本とします。	③ 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。
④ 株式以外の資産の <u>実質</u> 投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。	④ 株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
⑤ （略）	⑤ （略）
(3) 投資制限	(3) 投資制限
① <u>マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。</u>	(新設)
② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への <u>実質</u> 投資割合には制限を設けません。	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
③ 投資信託証券（マザーファンドの <u>受益証券</u> および上場投資信託証券等を除きます。）への <u>実質</u> 投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。	② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
④ 外貨建資産への投資は行いません。	③ 外貨建資産への投資は行いません。
⑤ <u>デリバティブ取引は、価格変動お</u>	(新設)

<u>よび金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u> ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 3. 収益分配方針 年 2 回、3 月 4 日および 9 月 4 日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。 ① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。<u>繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。</u> ②～③ （略）	④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 3. 収益分配方針 年 2 回、3 月 4 日および 9 月 4 日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。 ① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②～③ （略）
（信託金の限度額） 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>金 1,000 億円</u>を限度として信託金を追加することができるものとします。 ② （略）	（信託金の限度額） 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>金 300 億円</u>を限度として信託金を追加することができるものとします。 ② （略）
（信託期間） 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から <u>2047 年 3 月 4 日</u>まで、または第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、および第 47 条第 2	（信託期間） 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から <u>2029 年 3 月 2 日</u>まで、または第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、および第 47 条第 2

項の規定による信託の終了日までとします。	項の規定による信託の終了日までとします。
(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として <u>S B I 岡三アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、<u>三井住友信託銀行株式会社</u> を受託者として締結された親投資信託である <u>中小型日本株マザーファンド</u> (以下、「マザーファンド」といいます。) の受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。) に投資することを指図します。また、保有する有価証券 (投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。) をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図することができます。 1. ～22. (略) (略) ②～③ (略) ④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券 (<u>マザーファンド受益証券を除きます。</u>) の時価総額 (<u>マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。</u>) が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能 (市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。) な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの (上場投資信託証券等といいます。) の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しませ	(運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。) に投資することを指図します。 1. ～22. (略) (略) ②～③ (略) ④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能 (市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。) な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの (上場投資信託証券等といいます。) の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

ん。 ⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。	(新設)
(信用取引の指図範囲) 第 21 条 (略) ② (略)	(信用取引の指図、目的および指図範囲) 第 21 条 (略) ② (略)
(先物取引等の運用指図) 第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。） ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。	(先物取引等の指図および目的) 第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、<u>ならびに</u>価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。） ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、<u>ならびに</u>価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
(スワップ取引の運用指図) 第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条	(スワップ取引の指図、目的および指図範囲) 第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、<u>および</u>価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異な

件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

った受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（新設）

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② (略)

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下、同じ。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割

(金利先渡取引の指図、目的および指図範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② (略)

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(新設)

<u>合を乗じて得た額をいいます。</u> ⑤ 金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑥ 委託者は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。	④ 金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
<u>(有価証券の貸付の指図および範囲)</u> 第 25 条 (略) ②～③ (略)	<u>(有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲)</u> 第 25 条 (略) ②～③ (略)
<u>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</u> 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。	(有価証券売却等の指図) 第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。
(再投資の指図) 第 30 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。	(再投資の指図) 第 30 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
(収益の分配方式) 第 38 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控	(収益の分配方式) 第 38 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることがで

除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2. <u>売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額</u>（以下、「<u>売買益</u>」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。 ② <u>前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u> ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。	きます。 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「<u>売買益</u>」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。 （新設） ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
--	---